

枕崎市空き家バンク利用促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、枕崎市空き家情報登録制度実施要綱（平成29年枕崎市告示第32号）（以下「実施要綱」という。）に基づき、空き家バンクへの登録を促進し空き家の有効活用を図るため、登録物件に残存する家財道具等の処分を行う所有者等及び入居者に対し、市が予算の範囲内において枕崎市空き家バンク利用促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、枕崎市補助金等交付規則（平成3年枕崎市規則第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次項に定めるもののほか、実施要綱第2条に定めるところによる。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当し、市税に滞納がないものとする。

(1) この要綱による補助金の交付を受けた日から起算して2年以上その交付の対象となった登録物件を空き家バンクに登録する意思がある所有者等であって、次の各号のいずれかに該当するもの。

ア 実施要綱第4条第3項に規定する空き家バンク登録が完了した登録申込者

イ 実施要綱第4条第1項に規定する空き家バンク登録申込書を市長に提出した登録申込者

(2) 登録物件への入居者（空き家バンクを利用し、当該登録物件の購入又は賃借に係る契約を締結した者で、当該締結日から6月以内のものに限る。以下同じ。）

(補助対象事業)

第4条 補助対象となる事業は、登録物件に残存する家財道具等の処分を行う事業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、登録物件に残存する家財道具等の処分に要する経費であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条に規定する一般廃棄物の収集及び運搬に係る許可、又は一般廃棄物の処分に係る許可を受けた者に対する家財道具等の収集、運搬及び処分の委託に係る費用

(2) 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）に規定する特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等に関する料金

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の合計額の2分の1以内の額とし、10万円を限度とする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、枕崎市空き家バンク利用促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 家財道具等の処分に係る見積書の写し

(2) 家財道具等の処分前の写真

(3) 申請者が登録物件の入居者である場合は、当該登録物件に係る売買契約書又は賃貸借契約書の写し

(4) 市税に滞納がないことを証する書類

(5) 第3条第1号イに該当する申請者にあつては、空き家バンク登録申込書

(6) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による交付申請は、登録物件ごとに1回限りとする。

（補助金の交付決定通知）

第8条 市長は、前条第1項の申請書を受理した場合は、その内容及び関係書類を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、枕崎市空き家バンク利用促進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

2 前項の場合において、市長は、必要があると認めるときは、条件を付するものとする。

(実績報告)

第9条 前条第1項の規定により補助金の交付決定通知を受けた申請者は、事業が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過する日までに、枕崎市空き家バンク利用促進事業補助金実績報告書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 家財道具等の処分に係る請求書又は領収書の写し
- (2) 家財道具等の処分後の写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付確定通知)

第10条 市長は、前条の実績報告を受けた場合は、その内容及び関係書類を審査し、適当であると認めたときは、当該登録物件が空き家バンクに登録されたことを確認した上で、交付すべき補助金の額を確定し、枕崎市空き家バンク利用促進事業補助金交付確定通知書(様式第4号)により申請者に通知する。

(補助金の交付決定の取消し)

第11条 市長は、補助金の交付の決定を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、決定通知を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助金の交付に関して付した条件に違反したとき。
- (3) 交付決定を受けた登録物件が実施要綱第4条に規定する空き家バンクに登録されなかったとき。
- (4) その他不相当と認められたとき。

2 市長は、補助金の交付決定を取消したときは、枕崎市空き家バンク利用促進事業補助金交付決定取消通知書(様式第5号)により申請者に通知する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行し、同日以後に実施する登録物件に残存する家財道具等の処分に係る補助金について適用する。

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに補助金の交付の決定を受けた登録物件に残存する家財道具等の処分に係る補助金については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

1 この要綱は、令和6年9月1日から施行し、同日以後に実施する登録物件に残存する家財道具等の処分に係る補助金について適用する。

年 月 日

枕崎市長 殿

申請者
住所
氏名 印

枕崎市空き家バンク利用促進事業補助金交付申請書

枕崎市空き家バンク利用促進事業補助金の交付を受けたいので、枕崎市空き家バンク利用促進事業補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 _____ 円

2 添付書類

- (1) 家財道具等の処分に係る見積書の写し
- (2) 家財道具等の処分前の写真
- (3) 申請者が登録物件への入居者である場合は、当該登録物件に係る売買契約書又は賃貸借契約書の写し
- (4) 市税に滞納がないことを証する書類
- (5) 空き家バンクに未登録物件の場合、実施要綱に規定する空き家バンク登録申込書（枕崎市空き家情報登録制度実施要綱様式第 1 号）
- (6) その他市長が必要と認める書類

（同意欄）

申請内容確認のため、市税の納付状況について、担当職員が関係部署に報告を求めることに同意します。

住所

氏名

印

※ 同意欄に署名押印がある場合は、市税に滞納がないことを証する書類の添付は必要ありません。

※ 補助対象物件が空き家バンクに登録されなかった場合、補助金の交付はできませんのでご注意ください。

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

枕崎市長 殿

申請者

住所

氏名

印

枕崎市空き家バンク利用促進事業補助金実績報告書

年 月 日付け枕 第 号で交付決定のあった枕崎市空き家バンク利用促進事業を実施したので、枕崎市空き家バンク利用促進事業補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて実績を報告します。

記

1 家財道具等の処分日 年 月 日

2 家財道具等の処分費用 円

3 添付書類

- (1) 家財道具等の処分に係る請求書又は領収書の写し
- (2) 家財道具等の処分後の写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第4号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

枕崎市長

印

枕崎市空き家バンク利用促進事業補助金交付確定通知書

年 月 日付け 号で交付決定をした枕崎市空き家バンク利用促進事業補助金については、その額を次のとおり確定したので通知します。

記

- 1 補助事業等の名称 枕崎市空き家バンク利用促進事業
- 2 交付確定額 円

